



議案第百十六号

三朝町職員の給与に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十一年十二月二十三日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾壹年拾月廿五日 原案可決

三朝町議会議長牧田積

三朝町条例第 号

三朝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の給与に関する条例（昭和二十八年三朝町条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「六千円」を「七千円」に、「二千円」を「二千二百円」に、「四千円」を「四千五百円」に、「四百円」を「千円」に改め、同条第四項中「四百円」を「千円」に、「こえる」を「超える」に改める。

第十条の二第二項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に、「三千円」を「三千五百円」に、「六千円」を「七千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「一万円」を「一万二千五百円」に改め、同項第二号中「千六百円」を「千七百円」に、「二千八百円」を「三千円」に、「三千三百円」に、「四千二百円」を「四千六百円」に改め、同項第三号中「一万円」を「一万二千五百円」に改める。

第十七条第一項中「千三百円」を「千六百円」に、「千九百五十円」を「二千四百円」に

「九千円」を「一万千円」に改める。

第十九条第二項中「百分の二百十」を「百分の二百」に改める。

第二十条第二項中「百分の六十」を「六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の六十」に、「とえて」を「超えて」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第三 行政職給料表（第三条関係）

職務の 等級 号給	1 等級 給料月額	2 等級 給料月額	3 等級 給料月額	4 等級 給料月額	5 等級 給料月額
1	—	—	93800	82500	—円
2	136000	114000	98500	86000	68400
3	141700	119100	103300	89700	70300
4	147600	124200	108100	93800	72300
5	153500	129500	112900	97900	74300
6	159400	134900	117700	101700	76900
7	165500	140300	122400	105500	79700
8	171700	145600	127100	109200	82500
9	178100	151000	131300	112500	84800
10	184500	156400	135400	115800	87000
11	190900	161800	139500	118800	89200
12	197300	167200	143600	121800	91300
13	203600	172500	147700	124700	93400
14	209900	177800	151300	127200	95500
15	216000	182800	154900	129700	97500
16	222100	187300	158300	132200	99500
17	226900	191800	161700	134600	101000
18	231700	195100	164600	136800	
19	235100	198200	167500	138700	
20	238500	201200	169600		
21	241900	203500	171700		
22		205800	173800		
23		208100			

別表第四

医療職給料表（第三条関係）

職務の 等級 号給	1等級 給料月額	2等級 給料月額
1	181,600	— 円
2	189,600	158,100
3	197,600	165,800
4	205,700	173,700
5	213,800	181,600
6	221,900	189,500
7	230,000	197,400
8	238,100	205,400
9	246,200	213,400
10	254,300	221,400
11	262,400	229,400
12	269,800	236,200
13	277,200	243,000
14	284,600	249,400
15	292,000	255,800
16	299,300	262,200
17	306,200	268,600
18	313,100	275,000
19	320,000	281,400
20	325,900	286,800
21	331,800	292,200
22	335,900	297,200
23	340,000	302,700
24	345,900	304,200
25	352,100	
26	358,300	
27	363,800	
28	368,400	
29	373,000	

別表第四を次のように改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

2 昭和五十一年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職務の等級の最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、町規則で定める。

（切替期間における異動者の号給等）

3 切替日からこの条例の施行の日の前日までの間において、改正前の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた職員のうち、町長の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における職務の等級又は号給若しくは給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、町長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

4 切替日前に職務の等級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その

者が切替日において職務の等級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。
(旧号給等の基礎)

5 前三項の規定の適用については、改正前の条例の規定の適用により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従つて定められたものでなければならぬ。
(勤勉手当の額の特例)

6 昭和五十一年六月に改正前の条例第二十条の規定に基づいて支給された職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第二十条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

(給与の内払)

7 職員が、改正前の条例の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の条例(勤勉手当については、改正後の条例第二十条又は前項)の規定による給与の内払とみなす。

(町規則への委任)

8 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。